

平成29年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年11月10日、午後1時30分に朝倉市生涯学習センター2階朝倉支所大会議室において、第11回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1番 小林 敏生	20番 羽野 勝己
2番 松尾 彰	21番 伊藤 猛
3番 田中 諭	22番 田子森 博美
4番 山崎 信	23番 櫻木 キクエ
5番 後藤 干城	24番 原田 俊昭
6番 櫻木 和雄	25番 石井 隆壽
7番 井上 良夫	26番 西川 幸男
8番 窪山 茂隆	27番 穴見 義夫
9番 田中 眞知子	28番 宮本 保孝
10番 釜堀 豊	29番 井手 峯勝
11番 徳永 辰雄	30番 大隈 弘子
12番 高着 土良	31番 森 洋
13番 矢野 忠徳	32番 和佐野 光晴
14番 古川 ますみ	33番 徳田 清則
15番 田中 学 (欠席)	34番 日吉 慶一
16番 鶴川 昌洋	35番 小嶋 嘉則
17番 大山 源次	36番 才田 正晴
18番 樋口 博幸	37番 森部 賢一
19番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2号 農地改良届出について
- ・ 議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2号 農用地利用集積計画（利用権の移転）について
- ・ 議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5号 農地転用計画変更申請について
- ・ 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 8号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 9号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員  
事務局長 石 橋 一 良  
係 長 中 村 敬一郎  
事務吏員 松 尾 康 年

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内田 光 徳

( 開会 13:30 )

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
本日の欠席につきましては、15番田中委員より欠席の届出がありました。  
ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会  
議は成立します。  
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に21番伊藤委員、22番田子  
森委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題としま  
す。事務局の説明を求めます。
- 事務局 (河辺)1頁をお願いします。始めに議案書の訂正をお願いいたします。〇〇外40名を4  
1名へ変更をお願いします。次に19頁、審議番号13番の担当委員を35番から23番に、  
20頁の審議番号18番の担当委員を15番から1番に修正をお願いいたします。それでは、  
1頁にお戻りください。朗読をもって説明。7頁まで計42件ございます。以上、報告いた  
します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、  
質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事  
務局。
- 事務局 (松尾)8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろし  
くお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番  
徳田委員。
- 33番 (徳田委員)番号1番について説明します。理由は、湿田で水はけが悪く作物が出来ないので、  
地上げして水はけを良くし、畑として利用するものであります。別に問題はないと思ひ  
ます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。1番。
- 1番 (小林委員)施工方法について、単純に計算すると660㎡になりますが650㎡になって  
いるのは何故でしょうか。
- 議 長 事務局。
- 事務局 (松尾)盛土について、約1mですが現地は高低差がありますので、平均して盛土すれば6  
50㎡の土の量になるとの事です。
- 議 長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務  
局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺)9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明  
を求めます。
- 担当者 (内田)詳細について説明。この計画については、申請者全員について確認しましたが、農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局及び担当者の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権の移転）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （河辺）12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、担当課の説明を求めます。

担当課 （内田）議案朗読により説明。個人から会社への経営移譲に伴うものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当課の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。21番。

21番 （伊藤委員）もう少し、詳しく説明をお願いします。

議 長 事務局。

事務局 （河辺）最初の利用権設定の時には、会社の設立が間に合わずに個人での借受になっていましたが、今回、会社が設立しましたのでそちらへ条件等、同一内容にて移転するものです。よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

議 長 異議なし。

議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、13頁、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 （寺岡）13頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は、28番宮本委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

28番 （宮本委員）36番才田委員にお願いしたいと思います。

議 長 36番才田委員よろしいですか。

36番 （才田委員）はい、承知しました。

議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に28番宮本委員、36番才田委員を選任します。よろしくお願いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の32番和佐野委員、どなたか推薦をお願いします。

32番 （和佐野委員）2番松尾委員、24番原田委員にお願いしたいと思います。

議 長 2番松尾委員よろしいですか。

2番 （松尾委員）はい、承知しました。

議長 24番原田委員よろしいですか。  
24番 (原田委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。  
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号3番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の32番和佐野委員、どなたか推薦をお願ひします。

32番 (和佐野委員) 2番松尾委員、24番原田委員にお願ひしたいと思ひます。

議長 2番松尾委員よろしいですか。  
2番 (松尾委員) はい、承知しました。

議長 24番原田委員よろしいですか。  
24番 (原田委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。  
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号4番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の7番井上委員どなたか推薦をお願ひします。

7番 (井上委員) 10番釜堀委員、22番田子森委員にお願ひしたいと思ひます。

議長 10番釜堀委員よろしいですか。  
10番 (釜堀委員) はい、承知しました。

議長 22番田子森委員よろしいですか。  
22番 (田子森委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に7番井上委員、10番釜堀委員、22番田子森委員を選任します。よろしくお願ひします。  
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号5番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号5番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の10番釜堀委員どなたか推薦をお願ひします。

10番 (釜堀委員) 7番井上委員、22番田子森委員にお願ひしたいと思ひます。

議長 7番井上委員よろしいですか。  
7番 (井上委員) はい、承知しました。

議長 22番田子森委員よろしいですか。  
22番 (田子森委員) はい、承知しました。

議長 それでは、審議番号5番のあっせん委員に7番井上委員、10番釜堀委員、22番田子森委員を選任します。よろしくお願ひします。  
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 審議番号6番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号6番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の26番西川委員、どなたか推薦をお願ひします。

26番 (西川委員) 16番鶴川委員にお願ひしたいと思ひます。

議 長 16番鶴川委員よろしいですか。  
16番 (鶴川委員) はい、承知しました。  
議 長 それでは、審議番号6番のあっせん委員に16番鶴川委員、26番西川委員を選任します。  
よろしく申し上げます。  
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 審議番号7番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。  
ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号7番について、あっせん委員を選任する  
必要がありますが、担当委員の9番田中委員、どなたか推薦をお願いします。  
9番 (田中委員) 26番西川委員にお願いしたいと思います。  
議 長 26番西川委員よろしいですか。  
26番 (西川委員) はい、承知しました。  
議 長 それでは、審議番号7番のあっせん委員に9番田中委員、26番西川委員を選任します。よ  
ろしく申し上げます。  
次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 審議番号8番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。  
ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号8番について、あっせん委員を選任する  
必要がありますが、担当委員の21番伊藤委員、どなたか推薦をお願いします。  
21番 (伊藤委員) 14番古川委員にお願いしたいと思います。  
議 長 14番古川委員よろしいですか。  
14番 (古川委員) はい、承知しました。  
議 長 それでは、審議番号8番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。  
よろしく申し上げます。  
次に、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 審議番号9番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。  
ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号9番について、あっせん委員を選任する  
必要がありますが、担当委員の21番伊藤委員、どなたか推薦をお願いします。  
21番 (伊藤委員) 14番古川委員にお願いしたいと思います。  
議 長 14番古川委員よろしいですか。  
14番 (古川委員) はい、承知しました。  
議 長 それでは、審議番号9番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。  
よろしく申し上げます。  
次に、審議番号10番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 審議番号10番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であり  
ます。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号10番について、あっせん委員を選任す  
る必要がありますが、担当委員の21番伊藤委員、どなたか推薦をお願いします。  
21番 (伊藤委員) 14番古川委員にお願いしたいと思います。  
議 長 14番古川委員よろしいですか。  
14番 (古川委員) はい、承知しました。  
議 長 それでは、審議番号10番のあっせん委員に14番古川委員、21番伊藤委員を選任します。  
よろしく申し上げます。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。な  
お、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局 (河辺) 15頁をお願いします。議案朗読をもって説明。20頁まで18件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番山崎委員。

4番 (山崎委員) 審議番号1番について説明します。双方で話をされて売買での申請です。問題ないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次の、審議番号2番及び審議番号3番は、競売参加に係る買受適格証明願に対する資格審査となりますので落札後、当該証明書の交付時と同じ内容で、3条申請が出された場合は、今回の審議をもって、3条許可申請の審議に換えさせていただきます。

それでは、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 競売参加に係る買受適格証明です。2名の方より申請がでておりますが、審議番号2番より説明をいたします。申請人及び申請地を朗読。申請人は、久留米市でも営農されて9人雇用されているそうです。取得後はキュウリを作付けされるそうです。経営拡大のために競売に参加するとのこと。参加資格について問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。18番。

18番 (樋口委員) 説明では、経営面積が30,000㎡という事でしたが議案書では17,000㎡となっていますが何故違うのでしょうか。

事務局 (河辺) 朝倉市分の耕作面積にて下限面積を満たしていますので朝倉市分のみを記載しております。

議長 29番。

29番 (井手委員) 申請者は外国の人ですが、外国の人が農地を所有できるのですか。

事務局 (河辺) 農地法では、外国人の農地取得について規制はございません。農地法第3条第2項に該当するかご審査いただき承認されれば取得できます。また申請者については数年前にも3条を申請されて許可されております。

議長 この案件は競売参加に係る買受適格証明に対する審査であります。他に質問はございませんか。9番。

9番 (田中委員) 買受適格証明なので競売に参加する資格ですよね。この人が買われるという事でなく、競売に参加される資格を証明するものですよ。

事務局 (河辺) 競売に参加するための買受適格証明願いとなっております。

議長 他に質問はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番について競売参加に係る買受適格証明を発行することを許可します。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) 審議番号3番について説明します。買受適格証明願いであります。申請者の息子さんは認定農業者でもあります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番です、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。
- 27番 (穴見委員) 審議番号4番について説明します。所有者の離農に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。
- 27番 (穴見委員) 審議番号5番について説明します。内容については、親子間での贈与です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます19番橋本委員。
- 19番 (橋本委員) 審議番号6番の説明をいたします。空き家に付属した農地取得です。空き家に隣接した農地です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番を許可といたします。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます6番櫻木委員。
- 6番 (櫻木委員) 審議番号7番の説明をいたします。譲渡し人の労力不足で譲受人との間で売買にて話がまとまり今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番を許可といたします。  
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます6番櫻木委員。
- 6番 (櫻木委員) 審議番号8番の説明をいたします。親子間での贈与です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番を許可といたします。  
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます6番櫻木委員。

6番 (櫻木委員) 審議番号9番の説明をいたします。譲渡し人の離農により譲受人との双方にて話がまとまりましたので今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番を許可といたします。  
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号10番について説明します。耕作不便による相手方の要望にて双方で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。  
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。

11番 (徳永委員) 審議番号11番について説明します。  
譲渡し人の離農により譲受人との間で売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。  
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。23番櫻木委員。

23番 (櫻木委員) 審議番号12番について説明します。申請地は隣接している農地で譲渡し人の労力不足により売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。  
次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。23番櫻木委員。

23番 (櫻木委員) 審議番号13番について説明します。  
譲渡し人は耕作不便で親戚関係で田が隣接している譲受人と話がまとまったため贈与での

申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。34番日吉委員。  
34番 (日吉委員) 審議番号14番について説明します。譲受人の経営拡大により譲渡し人との間  
で売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には  
該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号14番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。次に、審議番号15番について、担  
当委員の説明を求めます。34番日吉委員。

34番 (日吉委員) 審議番号15番について説明します。  
譲渡し人の労力不足によるもので双方にて話がまとまり今回、売買での申請となっております。  
農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号15番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。  
14番 (古川委員) 審議番号16番について説明します。内容については、譲渡し人の労力不足に  
よるもので経営拡大の思いのあった譲受人との間で売買にて話がまとまりましたので今回  
の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方  
よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号16番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。

次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。  
14番 (古川委員) 審議番号17番について説明します。内容については、譲渡し人の労力不足に  
よるもので経営拡大の思いのあった譲受人との間で売買にて話がまとまりましたので今回  
の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方  
よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号17番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号17番は許可といたします。

次に、審議番号18番について、担当委員の説明を求めます。1番小林委員。

1番 (小林委員) 審議番号18番について説明します。

譲渡し人の離農により譲受人との間で売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっ  
ております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号18番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号18番について、許可することに賛成の方の挙手を求め  
ます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号18番は許可といたします。1番。

ここで、15時30分まで休憩いたします。

〈 休憩 15:13~15:30 〉

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。ここで、審議に入ります前に、現地のビデオを放映し  
ます。

事務局 (松尾) 議案第5号から7号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。  
(ビデオ放映)

議 長 (ビデオ説明終了後。) それでは、議案第5号「農地転用計画変更申請について」を議題と  
し、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 21頁をお願いいたします。議案朗読。本件は当初、共同住宅を2棟建築する計画  
であったが、リーマンショック等の経済状況の変化により、1棟しか建築できなかったため  
宅地分譲として3区画の用地へ内容が変更となったものです。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、議案第6号「農地法第4条の規  
定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番  
橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号1番について補足説明します。自宅が火事に遭って焼け残り部分で生  
活していて不自由なため、隣接地に自己用住宅を建築するものです。農用地区域外、第2種  
農地に該当いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議 長 23頁をお願いします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。14件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

33番 次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

(徳田委員) 審議番号1番について説明します。申請目的は、市役所新庁舎建設により現在地から立ち退くため、近隣に店舗及び自己用住宅を建築するものです。都市計画用途地域内、第3種農地。その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

27番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27穴見山委員。

(穴見委員) 審議番号2番について説明します。転用目的は敷地拡張による露天駐車場です。隣接する支社及び工場の従業員用駐車場が不足しているため、駐車場を整備するものです。農用地区域外、第2種農地。その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

27番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

(穴見委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的は、敷地拡張による倉庫建設です。経営規模拡大により資材の置き場が不足しているため、隣接地に資材用倉庫を整備するものです。

農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

27番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

(穴見委員) 審議番号4番について説明します。申請は、露天駐車場への転用であり大刀洗町・朝倉市地域へ規模拡大する拠点として、駐車場を整備するものです。農用地区域外、第2種農地その他の農地に該当します。雨水は既設水路へ流します。問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

- 5 番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。議案第5号との関連です。申請目的は、宅地分譲です。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするもので生活排水は公共下水へ流します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
- 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。6番後藤委員。
- 6 番 (後藤委員) 審議番号6番について説明します。建売住宅1棟です。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、建売住宅を建築するものです。生活排水は公共下水にて処理します。農用地区域外、第2種農地、市役所から500m以内の農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5 番 (後藤委員) 審議番号7番について説明します。転用目的は宅地分譲です。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。生活排水は公共下水へ流します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5 番 (後藤委員) 審議番号8番について説明します。転用目的は宅地分譲です。申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。農業用水は暗渠にて通じます。生活排水は公共下水へ雨水は既設側溝へ流します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 5 番 (後藤委員) 審議番号9番について説明します。転用目的は貸家住宅10棟です。不動産経営による賃料収入を得るため、貸家住宅を建築するものです。農業用水はU240型側溝を設置します。生活排水は合併浄化槽による処理、雨水は既設側溝へ流します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。18番樋口委員。
- 18番 (樋口委員) 審議番号10番について説明します。転用目的は進入路、露天駐車場です。隣接する自宅への通路が狭く、駐車場も不足しているため、母の土地を譲り受けて整備するものです。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。
- 次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。
- 16番 (鶴川委員) 審議番号11番について説明します。申請目的は、自己用住宅。理由は、現在、借家住まいのため、義父の土地借り手、自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ流します。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。
- 次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。16番鶴川委員。
- 16番 (鶴川委員) 審議番号12番について説明します。転用目的は自己用住宅。理由については、現在、実家住いのため、父の土地を贈与を受けて自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水へ処理します。雨水は既設水路へ。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認といたします。
- 次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。
- 14番 (古川委員) 審議番号13番について説明します。転用の目的、自己用農家住宅です。自宅が7月5日の豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽、雨水は既設水路へ放流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。
- 議長 異議がないようですので、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号13番は承認といたします。

35番 次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。35番小嶋委員。  
(小嶋委員) 審議番号14番について説明します。申請は、貸露天駐車場です。既存駐車場が7月5日の豪雨災害で被災したため、水害を受けない申請地に宅地とともに一体開発にて駐車場を整備するものです。雨水は既設水路へ流します。第1種農地の農用地区域外で一体開発に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号14番は承認といたします。

議長 次に、28頁、議案第8号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。

事務局 (寺岡) 28頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) ありません。

議長 24番原田委員。

24番 (原田委員) ありません。

議長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次の、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) ありません。

議長 24番原田委員。

24番 (原田委員) ありません。

議長 32番和佐野委員。

32番 (和佐野委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。12番高着委員。

12番 (高着委員) ありません。

議長 27番穴見委員。

27番 (穴見委員) ありません。

議長 30番大隈委員。  
30番 (大隈委員) ありません。  
議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
2番松尾委員。  
2番 (松尾委員) ありません。  
議長 24番原田委員。  
24番 (原田委員) ありません。  
議長 32番和佐野委員。  
32番 (和佐野委員) ありません。  
議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
2番松尾委員。  
2番 (松尾委員) ありません。  
議長 24番原田委員。  
24番 (原田委員) ありません。  
議長 32番和佐野委員。  
32番 (和佐野委員) ありません。  
議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
2番松尾委員。  
2番 (松尾委員) ありません。  
議長 24番原田委員。  
24番 (原田委員) ありません。  
議長 32番和佐野委員。  
32番 (和佐野委員) ありません。  
議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
2番 2番松尾委員。  
議 長 (松尾委員) ありません。  
2番 2番田子森委員。  
議 長 (田子森委員) ありません。  
議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。  
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
7番 7番井上委員。  
議 長 (井上委員) ありません。  
10番 10番釜堀委員。  
議 長 (釜堀委員) ありません。  
2番 2番田子森委員。  
議 長 (田子森委員) ありません。  
議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。  
30頁をお願いします。議案第9号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。  
事務局 (河辺) 議案朗読をもって説明。現地の状況につきましては、ビデオにてご覧いただいたとおりです。所有者は市外の方でもあり遊休地化している状況です。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。議案第9号については、空き家に付属した農地の指定についてでございます。質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。  
事務局 (河辺) 審議番号2番について説明いたします。議案書により説明。現地の状況につきましては、ビデオにてご覧いただいたとおりです。空き家に隣接して農地がございます。遊休地化している状況です。ご審議方よろしく申し上げます。  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。  
事務局 (河辺) 審議番号3番について説明いたします。議案書により説明。現地の状況につきましては、ビデオにてご覧いただいたとおりです。空き家に隣接して農地がございます。今後、維持管理や農作物等の栽培が行なわれる見込みがないと思われます。ご審議方よろしくお願  
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。20番  
20番 (羽野委員) 空き家の方はロープが張ってあり誰もいませんが、現在そこは誰がされている  
事務局 (河辺) 維持管理はされてあるようですが、利用権等の権利設定はされてなく今後、農作物  
議 長 他に質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:51)